

国会に設置される「情報監視審査会」等に関するQ & A

(総論)

問1 情報監視審査会を設置する趣旨・目的は何ですか。

答1 国会法等の一部を改正する法律は、昨年成立した特定秘密保護法附則10条の規定に基づく検討を踏まえ、特定秘密の提供を受ける国会におけるその保護に関する方策について定めることを目的とするものです。

その方策の中核として設置されるものが、情報監視審査会であり、衆議院及び参議院に常設の組織として置かれるものです（国会法102条の13）。

また、情報監視審査会の任務及び権限の内容は、大きく2つあります。1つは、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を監視し、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、当該運用について改善すべき旨の勧告をすることです。勧告をした場合、情報監視審査会は、行政機関の長に対し、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができます（国会法102条の15及び102条の16）。

もう1つは、国会の委員会（衆院の外務委員会や安全保障委員会、参院の外交防衛委員会など）や参議院の調査会などからの要請を受けて、その委員会などに対する特定秘密の提出の求めに行政機関の長が応じないことについて審査をし、必要があると認めるときは、行政機関の長に対して、その委員会などに対し特定秘密を提出すべき旨の勧告をすることです（国会法102条の17）。

なお、6月12日の衆議院の審議において、参考人の方が「国会がこの制度で主役の地位を回復しつつある制度ができるようになってきた」と評価されています。

問2 情報監視審査会は、いつから設置されるのでしょうか。

答2 国会法等の一部を改正する法律は、特定秘密保護法の施行の日から施行することとされており、情報監視審査会もその日から設置されることとなります（改正法附則1項）。なお、特定秘密保護法は、平成26年12月12日までに施行されることとされています。

問3 情報監視審査会の設置により、政府から国会に提出される情報が増えることになるのでしょうか。

答3 国会に対する政府の情報提出について定めている国会法104条の今までの枠組みの中では、国会に対する提出が「国家の重大な利益に悪影響を及ぼす」情報については、政府が提出を拒否する仕組みとなっていました。

しかし、国会で新たに、会議を非公開とすること、特定秘密に接する者の範囲を制限すること、物理的に漏えいを防ぐ設備を設けることといった保護措置を講ずることにより、これまで国会に提出されなかった特定秘密を国会に提出できることとなつたため、国会に提出される情報が増えることとなります。

更に、情報監視審査会においては、上記の保護措置に加えて、情報監視審査会の

各委員が本会議の過半数の議決で選任されることとしたり(衆審査会規程3条1項、参審査会規程3条1項)、事務局職員に対して適性評価を行うこととしている(国会法102条の18)など、最高度の保護措置を講じており、より特定秘密が提出されやすいような仕組みになっています。

なお、森大臣も答弁の中で、「国権の最高機関たる国会から特定秘密の提供が求められた場合には、政府としてはこれを尊重して適切に対応してまいります。」「情報監視審査会については手厚い保護措置を予定していると伺っておりますので、そのことを踏まえて適切に対応していくものと考えております。」と発言されています。

問4 国会に監視機関を置くことの意義は何ですか。

答4 まず、従来から国会が有している行政監視の機能を更に高めることです。また、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用について、行政の外から監視を行うことが重要です。

6月12日の衆議院の審議において、参考人の方も「公益にかなった秘密の保護なのかどうかを、一定の秘密保持というもののもとにしっかりチェックしていただくということは、国会としてやっていただく必要があるかなと思っていました」と発言されています。

更に、これまで与党議員でさえ見ることのできなかった特定秘密を、野党の議員も含めて見ることができるようになり、国政に生かすことができるようになります。

問5 情報監視審査会以外の委員会や調査会には、特定秘密は提出されるのでしょうか。

答5 特定秘密は、情報監視審査会以外の委員会(衆院の外務委員会や安全保障委員会、参院の外交防衛委員会など)や参議院の調査会に提出されることもあります。

今回の法改正では、国会が充実した国政調査をできるように、情報監視審査会から政府に対し、委員会や調査会に特定秘密を提出するよう勧告する仕組みを設けています(国会法102条の17)。

問6 外国には同様の機関があるのでしょうか。

答6 衆議院の議員団が今年の1月に行った海外調査によれば、訪問したアメリカ、イギリス、ドイツのいずれにおいても、情報機関の活動を監視するための機関が議会に置かれています。

なお、日本の情報監視審査会においては、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用の監視を行いますが、アメリカでは行っていないため、6月12日の衆議院の審議において、参考人の方から「国会の中で特定秘密等にかかる行政運用の監視をするというのは、アメリカではやっていない、相当踏み込んだ制度」との発言がありました。

(情報監視審査会の構成)

問7 情報監視審査会は、どのようなメンバーで活動するのでしょうか。

答7 情報監視審査会の委員数は8人であり、ドイツの制度を参考に、各会派（各政党）の議席数に応じて委員数を割り当てた上で議院の過半数の議決で選任することで、見識の高い方々がメンバーとなります（衆審査会規程2条及び3条、参審査会規程2条及び3条）。委員数については、情報監視審査会では日常的に特定秘密を取り扱うことが想定されるため、特定秘密に触れる委員の数が多いとそれだけ漏えいの危険性も高まるおそれがある点、他方で、委員の数が少なすぎると、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するという情報監視審査会の任務を十分に果たすことができなくなる可能性もある点を考慮し、衆議院と参議院でそれぞれ8人ずつとしたところです。なお、イギリスについては両院合同の9人（上院議員2人、下院議員7人）の監視組織が、ドイツについては下院だけに9人の監視組織が、それぞれ置かれており、これらの規模も参考にしました。

また、審査会には委員のほか、議決権を持たないものの、議長・副議長が常時出席・発言することができることとされていたり（衆審査会規程16条、参審査会規程16条）、審査の要請をした委員会等の委員長及び与野党の理事（1人ずつ）が出席・発言することが想定されており（衆審査会規程17条、参審査会規程17条）、委員8人のほか、更に議長・副議長や委員長・理事を含め、最大13人で活動することとなります。

そして、与野党の対立構造ではなく、立法府と行政府という構図の中で、メンバー全員が立法府の一員として行政をチェックするという理念を共通認識として持ち、活動していく仕組みとなっています。

このように、情報監視審査会は、仮に与党議員が多数を占める場合であっても、政府の判断を単に追認する機関となることなく、与野党の立場を超えたコンセンサスを得て、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用の適切な監視、公正な活動を行うことができるような構成となっています。

問8 情報監視審査会は、実効的な活動をしていくことができるのでしょうか。

答8 情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を「常時」監視する組織であり、国会の委員会（衆院の外務委員会や安全保障委員会、参院の外交防衛委員会など）や参議院の調査会などからの要請があれば、その委員会などに特定秘密を出せるかどうかの審査を行います（国会法102条の13）。

そのため、情報監視審査会は、開会中・閉会中を問わずいつでも開会できることとしています（衆審査会規程9条、参審査会規程9条）。また、情報監視審査会は、必要があると認めるときは、調査・審査の報告書を作り、議長に提出し、国民に公表することとしています（衆審査会規程22条、参審査会規程22条）。

このような点からも、情報監視審査会は、実質的かつ活発に活動するものと考えます。

また、情報監視審査会における調査スタッフの能力の向上、効果的な調査手法の

開発その他情報監視審査会の調査機能の充実強化の方策について、国会で常に検討を加え、必要な措置を講ずることとされており（改正法附則4項）、改正法の施行後も、情報監視審査会がより実効的な調査ができるよう、常に調査機能の充実強化が図られていくことになります。

問9 情報監視審査会には、どのような特定秘密が提出されるのでしょうか。

答9 特定秘密については、国会が保護措置を講ずれば、特定秘密保護法10条1項1号の「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」がある場合以外は、国会に提出されることとなります。

この「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれ」がある場合とは、提出を求められた特定秘密がサードパーティールール（情報を入手するためには提供された情報を漏らさないといった信頼関係を維持する必要があるため、第三者に情報を提供する場合には、情報提供元の同意が必要であり、同意が得られないときは提供できないとする国際的な慣行）や人的情報源（情報の提供者などの氏名・住所等）に当たる場合など極めて例外的な場合です。

森大臣も答弁の中で、「国権の最高機関たる国会から特定秘密の提供が求められた場合には、政府としてはこれを尊重して適切に対応してまいります。」と発言されています。

問10 情報監視審査会は、特定秘密に関する政府の対応に問題があると認めたときには、どのようなことができるのでしょうか。

答10 情報監視審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を監視し、必要があると認めるときは、行政機関の長（各府省の大臣等）に対して、当該運用について改善すべき旨の勧告をすることができます。なお、運用改善の勧告については、勧告の結果政府がとった措置について報告を求めるできます（国会法102条の16）。

また、国会の委員会（衆院の外務委員会や安全保障委員会、参院の外交防衛委員会など）や参議院の調査会などからの要請を受けて、その委員会などに対する特定秘密の提出の求めに行政機関の長が応じないことについての審査を行い、必要があると認めるときには、行政機関の長に対して特定秘密を提出すべき旨の勧告を行うこともできます（国会法102条の17）。

このような情報監視審査会から政府に対して行う勧告には、政府が必ずそれに従わなければならないという法的拘束力（強制力）はありません。そもそも、三権分立の観点から、政府が保有する情報の管理は行政権に属するものであり、その取扱いについての最終的な決定権は政府にあります。

しかし、国権の最高機関である国会からの勧告は、政府にとっても大変重いものです。また、勧告の結果政府がとった措置について報告を求めることができることとしており（国会法102条の16第2項）、この措置によっても、政府は勧告を尊重し、その自主的な改善を促すことができると考えます。

勧告については、6月12日の衆議院の審議において、参考人の方も「情報の管理は行政権に属するものでありますし、最終的な決定権は行政機関にございます。三権分立の観点から、国会議員の先生方でありますても行政機関の裁量に踏み込めないところがございますので、自主的な改善を求める勧告というのは、非常にバランスのとれたすぐれた制度設計になっていると考えております。」と発言されています。

なお、アメリカ、イギリス、ドイツのいずれの国においても、三権分立の観点から、議会は、秘密情報の指定・解除の権限を有していません。

(情報監視審査会の活動)

問11 情報監視審査会の行う監視について、具体的に教えてください。

答11 情報監視審査会は、様々な端緒に基づいて、必要と認めるときは行政機関の長に対して特定秘密の提出を求め、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用全体についての監視をします（国会法102条の15）。

そして、特定秘密を実際に見た上で、必要と認めるときは、個々の特定秘密の指定や解除等についてではなく、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用全体について、改善をすべき旨の勧告をすることができます。なお、この勧告については、勧告の結果政府がとった措置について報告を求めることができます。（国会法102条の16）

問12 情報監視審査会は、どのような端緒に基づいて特定秘密の運用を監視するのでしょうか。

答12 情報監視審査会が調査対象を把握する端緒としては、例えば、有識者会議（「情報保全諮問会議」）の意見を付した上で政府から出される毎年の報告（特定秘密保護法19条、国会法102条の14）、行政機関の長・職員、独立公文書管理監（仮称）・情報保全監察室（仮称）の職員や参考人等からの説明聴取、スタッフによる調査、国会の各委員会や調査会からの審査要請、行政機関の長が特定秘密の指定をした場合に作成することとされている「指定に関する記録」（特定秘密保護法3条2項）を取りまとめたものなど、様々なものが考えられます。

問13 情報監視審査会の行う審査について、具体的に教えてください。

答13 国会の委員会（衆院の外務委員会や安全保障委員会、参院の外交防衛委員会など）や参議院の調査会などからの要請を受けて、その委員会などに対する特定秘密の提出の求めに行政機関の長が応じないことについて審査をします。

情報監視審査会は、特定秘密を実際に見た上で、必要があると認めるときは、委員会などに特定秘密を提出・提示するよう、行政機関の長に対して勧告することができます。ここでは、提出・提示の範囲を限定した勧告をすることもできます。（国会法102条の17）

(保護措置)

問14 情報監視審査会は、提出された特定秘密が漏れないよう、どのような保護措置を講ずるのですか。

答14 特定秘密は、仮にこれが漏えいされれば我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすものが指定されていることから、国会に提出された特定秘密が万に一つも漏れることがないよう、様々な保護措置を講ずることとしています。

情報監視審査会では、提出された特定秘密が漏れないよう、会議を非公開とすること（衆審査会規程26条1項、参審査会規程26条1項）、専用の部屋を設けるなど物理的に漏えいを防ぐ設備（例えば、電波等の遮断、盗聴の防止、入退室の制限等）を整えること（衆審査会規程11条、参審査会規程11条）、特定秘密に接する者の範囲を制限すること（国会法102条の19）といった保護措置を講ずることとしています。

更に、情報監視審査会の委員となるには、本会議で過半数の賛成を得なければならないこととしています（衆審査会規程3条1項、参審査会規程3条1項）。加えて、情報監視審査会の委員は選任後遅滞なく、情報監視審査会の審査に出席し、発言する委員長や理事については出席・発言する前に、それぞれ秘密を漏らさない旨の宣誓をすることとしています（衆審査会規程4条、参審査会規程4条）。また、情報監視審査会の事務局の職員となるには、適性評価を受け、特定秘密を漏らすおそれがないと認められなければならないこととしています（国会法102条の18）。

問15 国会職員にも適性評価を実施することになりましたが、どのような内容・手続で実施されるのでしょうか。

答15 国会職員への適性評価については、各議院の議長が実施することとなっていますが、実際には議長の委任を受けた、事務総長又は法制局長が実施することが見込まれます（国会法102条の18）。

その上で、適性評価は、評価対象者のプライバシーに関わる事項も調査することから、実施するに当たっては評価対象者本人の同意を得るとともに、適性評価に同意しなかった者に対する不利益な取扱いがなされないようにしなければなりません。

また、特定秘密保護法12条2項には、適性評価項目として、特定有害活動及びテロリズムとの関係、犯罪・懲戒歴、情報の取扱いに係る非違、薬物、精神疾患、飲酒及び信用状態の7つについて規定されていますが、国会職員についても、これらに準じて評価対象者の知人その他の関係者への質問や公務所等への照会を行うこととされています（国会職員法24条の4第2項）。

以上を踏まえつつ、具体的な適性評価の内容や手続については、政府における適性評価制度の検討状況も参考にしながら、今後両議院の議長が協議して定めることとされています（国会職員法24条の5）。

問16 国會議員や国会職員が、提出された特定秘密を漏らしてしまった場合には、どのように取り扱われるのでしょうか。

答16 特定秘密は、仮にこれが漏えいされれば我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすものが指定されていることから、国会に提出された特定秘密が万に一つも漏れることがないよう、様々な保護措置を講ずることとしています。

国会議員が、議院の活動である本会議や委員会で行った演説・討論などで特定秘密を漏らした場合は、国会議員の「免責特権」によって、刑罰を科せられることはありません（憲法51条）。ただし、特定秘密を漏らしたことが議院の「秩序をみだした」と判断された場合は、議院内部での制裁である懲罰を科せられる可能性があります（憲法58条2項）。

また、国会議員であっても、議院の活動以外の活動で特定秘密を漏らした場合は、「免責特権」の対象とはならないため、刑罰（特定秘密保護法23条2項）を科せられる可能性があります。「議院の活動以外の活動で特定秘密を漏らした場合」とは、例えば、街頭演説や地元での講演会、記者会見やぶら下がり取材などの場で漏らした場合が考えられます。

このように、国会議員が特定秘密を漏らした場合の懲罰や刑罰については、従来の枠組み・考え方沿った取扱いがなされるものであり、特定秘密の漏えいに対する懲罰・刑罰の規定は、憲法によって保障されている国会議員の発言の自由を制約するものではありません。

なお、アメリカ、イギリス、ドイツのいずれの国においても、議員が秘密情報を漏えいした場合は、院内の懲罰や刑事罰に処せられることとなっています。例えば、アメリカでは、懲罰については、各院の倫理委員会で調査が行われ、重大な違反があったと判断した場合には、問責、委員会又は院からの除名等の適切な措置を講ずるように院に勧告することとされており、刑罰については、秘密情報の漏えいが合衆国法典違反となる場合は、自由刑又は罰金若しくはそれらの併科に処せられることとされています。

国会職員が特定秘密を漏らした場合は、特定秘密保護法23条2項に規定されている刑罰の対象となります。

問17 情報監視審査会の活動は、国民に公開されることもあるのでしょうか。

答17 情報監視審査会は、年1回、定期的に、活動の報告書を議長に提出しなければなりません。このほか、必要に応じ、隨時、報告書を議長に提出することもできます。そして、これらの報告書は国民に公表されます（衆審査会規程22条、参審査会規程22条）。

このようにして、情報監視審査会の活動の内容が、国民に伝わることとしているのです。

（その他）

問18 国会に提出された特定秘密は、誰が利用することができるのでしょうか。

答18 まず、情報監視審査会に提出された特定秘密については、審査会の委員や審査会に出席・発言できる議長・副議長・委員長・調査会長・理事が、利用することができます（国会法102条の19、衆審査会規程18条、参審査会規程18条）。

そして、情報監視審査会以外の委員会や調査会に提出された特定秘密については、その委員会や調査会の委員が、利用することができます（国会法 104 条の 3）。

これらのほか、審査会や委員会等の事務を行う職員も、提出された特定秘密を利用することができます（国会法 102 条の 19 及び 104 条の 3）。

なお、提出された特定秘密は、調査・審査に必要な範囲でのみ利用することができ、使途が制限されています。また、秘密に触れる者が増えるとその分漏えいの危険性が高まることから、それ以外の者、例えば委員以外の議員、秘書、政党職員は、特定秘密を利用することができないこととされています。

問 19 特定秘密の不適切な運用に関する内部通報については、どのように扱われているのでしょうか。

答 19 ドイツにおいて、情報機関の職員が議会に通報できるという制度が最近盛り込まれたことから、我が国においても、そのような制度を検討していく必要があると考えています。

ただ、現在、内閣府に個別の特定秘密の指定・解除の適否を検証・監察することなどを任務とする情報保全監察室（仮称）が設置されることとされ、その情報保全監察室に対して行政機関の職員が内部通報をすることができる制度について、有識者会議（「情報保全諮問会議」）の意見も聴きつつ、行政内部で検討が行われています。

国会としては、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を監視する立場から、まずは行政内部における内部通報制度の整備を求め、行政内部での内部通報制度が実効的なものかをチェックしていくことが必要だと考えています。

そのような国会のチェックにおいて、行政内部での内部通報制度が機能しない、あるいは不十分であると判断した場合には、情報監視審査会に対する内部通報を認めることについて検討したいと考えています。また、情報監視審査会の調査機能の充実強化を常に検討することが法律で規定されています（改正法附則 4 項）が、その中には情報監視審査会に対する内部通報制度の整備も含まれると考えており、その観点からも常に検討していきたいと考えています。

問 20 特定秘密よりも秘匿性の低い秘密情報については、どのように扱われているのでしょうか。

答 20 いわゆる「省秘」と呼ばれるような、特定秘密よりも秘匿性の低い秘密情報についても、しっかりと国会に提出する仕組みを作らなければなりません。これらの秘密については、現在、政府が統一的なルールを検討しているところです。そこで、そのルールができましたら、改正法の施行後速やかに、国会にどういう形で提出させるか、また、保護措置をどうするかについて検討することとしています（改正法附則 5 項）。

(1) 特定秘密に係る行政運用の監視(イメージ)

衆議院

情報監視審査会

会長(1人)・委員(7人)



国会が定める保護措置A

- (例)
- ・委員の特別な選任方法
 - ・会議は非公開(秘密会)
 - ・事務局職員の適性評価
 - ・特定秘密に接する者の範囲制限
 - ・物理的に保護された施設

等

- ・各会派の議席数に応じて委員数を割当て
- ・議院の過半数の議決により選任



※正副議長は、情報監視審査会に出席し発言することができる。(議決権はなし。)

活動内容

- ・常設の組織であり、会議は非公開(秘密会)
- ・常時監視のため、政府からの年次報告、スタッフの調査、行政機関の長等からの説明聴取、行政機関の長が作成する「指定に関する記録」を取りまとめたもの等を基に、特定秘密の指定・解除等を調査審議
[①～⑥の流れ]
- ・報告書の作成
- ・秘密会以外で漏えいした議員は、懲罰

④ 提出・提示された特定秘密を基に調査審議

⑤ 運用改善の勧告

⑦ 勧告の結果政府がとった措置についての報告の要求

③ 提出・提示

③' 拒否+理由の疎明+内閣声明

② 特定秘密の提出・提示要求

①' スタッフの調査、行政機関の長等からの説明聴取

① 毎年の報告

- ・有識者会議の意見を付する。
- ・行政機関の長が作成する「指定に関する記録」を添付する。

特定秘密

政府

各行政機関

⑥ 対応を検討
運用改善 等

参議院

衆議院と同様の組織・仕組みを整備
(参議院の調査会についても、規定を整備)

(2) 委員会等による国政調査への政府の対応の審査(イメージ)

